

報告事項イ

鳥取県教職員育成協議会委員の任命について

鳥取県教職員育成協議会委員の任命について、別紙のとおり報告します。

平成29年8月2日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

(別紙)

鳥取県教職員育成協議会委員

任期：平成29年7月12日～平成31年7月11日

区 分	氏 名	備 考
鳥取県教職員育成協議会	小谷 容子	鳥取市立西郷小学校 校長
〃	岡本 敏明	琴浦町立東伯中学校 校長
〃	御舩 齋紀	県立鳥取中央育英高等学校 校長
〃	三王寺 孝子	県立鳥取聾学校 校長
〃	梶川 節美	鳥取市立醇風小学校 教頭
〃	野口 富美代	倉吉市立西中学校 事務主幹
〃	名越 佳代子	県立鳥取工業高等学校 事務長
〃	大黒 恭子	北栄町立大誠こども園 園長
〃	小谷 健一	鳥取大学大学教育支援機構 教員養成センター 特任教授
〃	外川 正明	公立鳥取環境大学環境学部 教授
〃	横濱 純一	学校法人 藤田学院 理事
〃	小川 巖	島根大学教育学部 学部長
〃	浅野 良一	兵庫教育大学大学院 教授
〃	北尾 慶治	米子市教育委員会 教育長
〃	後藤 弥	伯耆町教育委員会 教育長
〃	半田 雅人	鳥取市教育センター 所長
〃	寺谷 英則	鳥取県教育委員会 教育次長

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

1. 教育公務員特例法の一部改正

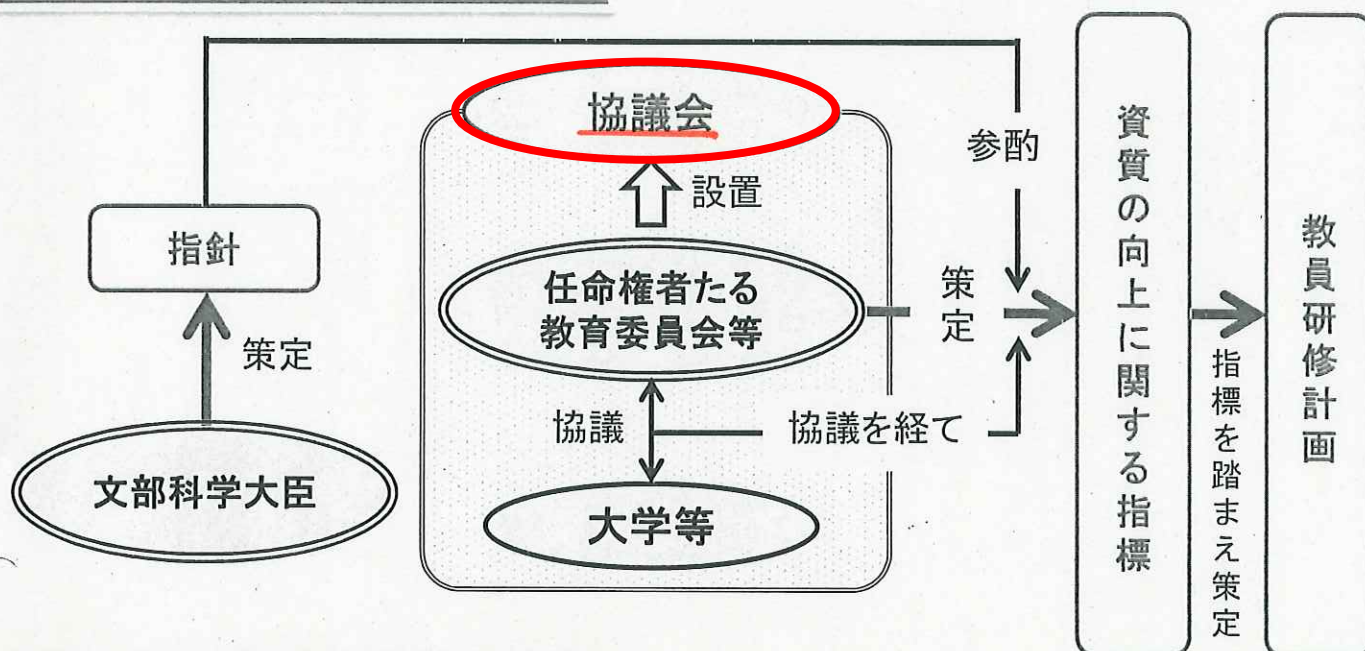
(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定する。
- ・教員等の任命権者(教育委員会等)は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

新たなスキーム(イメージ)



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。

4. 施行期日 平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)